

準天頂衛星システム計画の推進に係る基本方針（案）

平成 18 年 3 月 31 日
測位・地理情報システム等推進会議
準天頂衛星システム検討ワーキンググループ

準天頂衛星システム開発・利用推進協議会において、民の事業化判断等を受け、必要な検討を行った上で取りまとめられた「今後の準天頂衛星システム計画の推進の基本的考え方」を踏まえ、準天頂衛星システム計画の推進に係る基本方針を以下のとおりとする。

- 1．衛星測位の重要性及び測位補完に対して官が果たすべき役割を踏まえ、従来合意されていたような民の資金分担が得られないとしても、まず、官が主体となって準天頂衛星システム計画を立ち上げる。
 - 2．S帯を用いる測位補強（位置情報通信システムサービスを含む）に関しては、民においては民の利用等に基づく事業化の見通しが無いこと及び官においても既存の測位等のシステムで当面必要な行政ニーズが満たされているためS帯を必要とするような測位補強利用等のニーズ（リアルタイム性及び測位精度）が見込めないという状況を踏まえ、準天頂衛星システムにはS帯の機能を持たせずに、L帯のみのシステム（測位補完の他、民が行う測位補強にも利用可）とする。
 - 3．当初計画に比した官の経費負担額の増額も考慮に入れ、段階的に計画を推進することとし、まず第1段階として、官が中心となって1機の準天頂衛星（平成21年度に打上げ目標）により、研究開発4省による技術実証、民、利用省庁等による利用実証を行う。
 - 4．技術実証・利用実証の結果を評価した上で、基本的に官民が協力して第2段階のシステム実証段階（追加2機の準天頂衛星を打上げ）に移行する計画とする。
- (1) 第1段階（技術実証・利用実証段階）の進め方

初号機の準天頂衛星による技術実証・利用実証を推進するに当たっては、技術実証・利用実証という性格に鑑みて、文部科学省がとりまとめ担当となり、総務

省、経済産業省、国土交通省の協力を得て計画を推進する。第1段階の準天頂衛星システムの整備・運用は、(独)宇宙航空研究開発機構が担当する。

第1段階の技術実証・利用実証に対しては、民から資金提供の意向は示されていないが、今後、民からの新たな提案があればそれを検討していくものとする。また、地上での利用実証を行う民、利用省庁等の参加を受入れることとし、官民による共同利用研究の実施等についても検討する。

(2) 第2段階(システム実証段階)の進め方

第1段階の技術実証・利用実証段階に引き続き、第1段階の結果の評価を行った上で、初号機を含めた3機の準天頂衛星によるシステム実証を実施する第2段階へ進む計画とする。

民は、第1段階の技術実証・利用実証の結果等も踏まえて事業化判断を行い、民が事業内容、事業規模等に相応な資金負担を行うことで計画に参加するものとする。